

で社会に示していたか、社会の意見や疑義に対して謙虚に耳を傾け誠意を持って対応していたかの点について、研究者としての倫理観に問題があったと認識していません。

この点については、大学として、被申立者に対し、改めて指摘を行う必要があると考えております。また、水産学会誌への訂正文の掲載については、数値の訂正だけでなく『「水俣病の科学」の誤り』というサブタイトル及び「藤木らの報告」の引用手法が不適切であったことについての説明を含めること、またはピュアレビューのかかる形の投稿論文として出すことを検討するよう促したいと考えております。

なお、平成 21 年 3 月 30 日付け西村様宛お送りした文書においては、ご両名が直接、純粋に学問的な議論をしていただくことを通して、お互いの誤解が解けるのを願ってそのような場をご提案させていただきました。討論の場を非公開として提案したのは、公開討論とした時に、大きな社会問題となった水俣病に係わる多方面の利害関係者により、本来の争点から独り歩きし、予期せぬ事態が起こりかねないと危惧したからです。この点につき、大学としての立場をご理解いただけることを願うとともに、今回の問題は、本来は被申立者の投稿記事を掲載した日本水産学会が主体的に科学的な議論の場を設けて収束を図るべきものと考えますので、その点もご考慮いただければと考えております。